

仕 様 書

1 業務名称

令和8年度 大阪府中央区における自律的な地域運営の支援事業業務委託

2 目的

大阪市では、平成24年7月に「市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー」を策定し、「ニア・イズ・ベター」という考え方のもと、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」と「自立した自治体型の区政運営」に向けて、多様な活動主体が参画して地域課題に取り組む地域活動協議会の形成や財政的な支援、住民に身近なところで区長が自律的な基礎自治行政を行うための権限と財源の大幅な移譲など、様々な仕組みづくりを行ってきたところである。

また、令和6年3月には、「新・市政改革プラン～未来へつなぐ市政改革～」を策定し、「区政がめざす姿」（令和5年6月策定）の実現に向け、引き続き地域活動協議会の更なる活性化及び区政運営におけるニア・イズ・ベターの追求に取り組むこととしている。

さらに、地域活動協議会の中心的な役割を担う町会について、「大阪市町会加入促進戦略」が策定され、中央区においても「町会加入促進アクションプラン」を取りまとめ、まちづくりセンターを活用した支援を行うこととしている。

本支援事業については、民間事業者の柔軟な立場から、地域の各種団体の人材育成や資金確保、様々な団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しの役割を担う中間支援組織の役割が重要であり、地域の実情に応じた多様な活動主体における自律的な地域運営を促進することにより、地域における相互理解と信頼関係を築き、協働して豊かなコミュニティを形成し、住民主体の自律的な地域運営が行われる地域社会を実現することを目的とする。

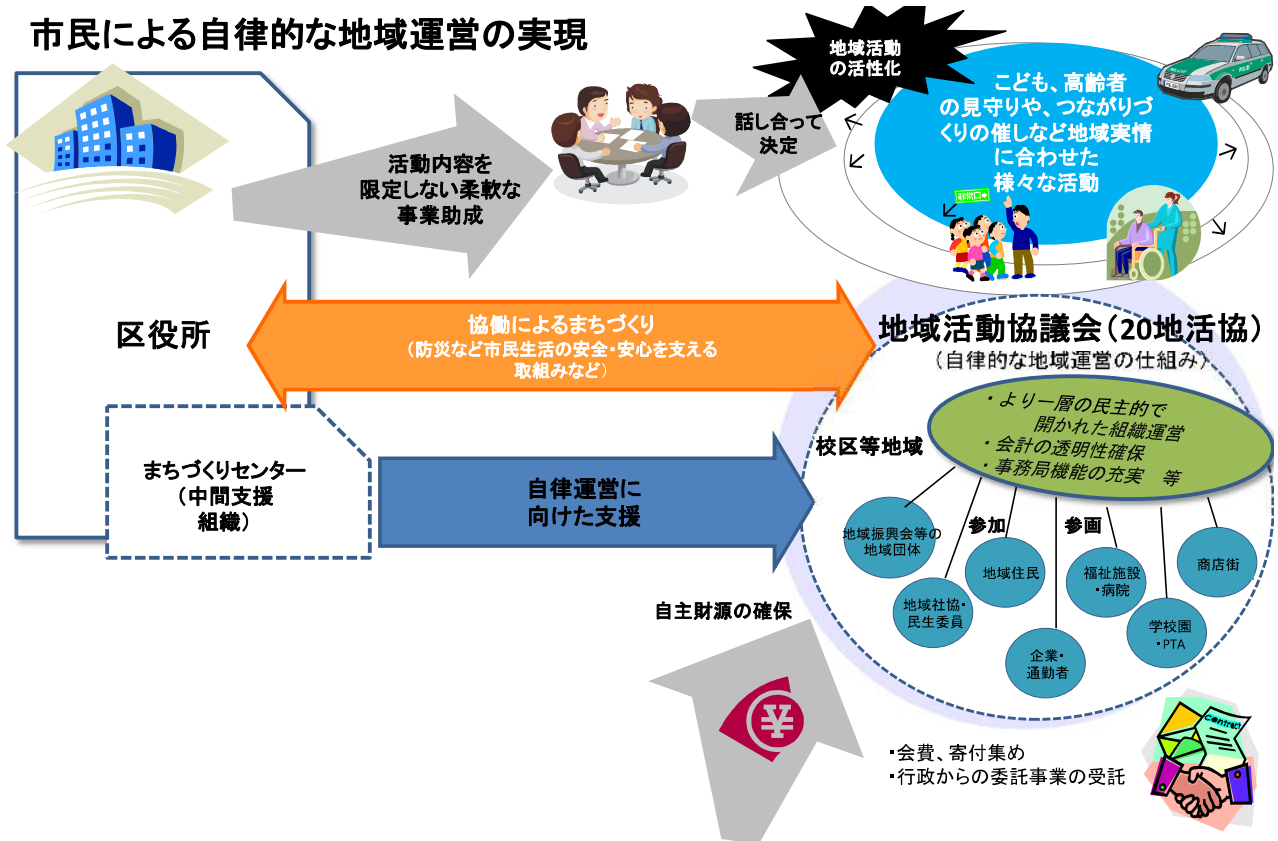
3 委託者

大阪府中央区役所（以下、「区役所」という。）

4 業務概要

- ・地域団体の活性化に向けて、より一層の民主的で開かれた組織運営、会計の透明性の確保に向けた助言等の支援。
- ・自律的な地域運営の仕組みづくり（地域活動協議会の形成）を支援。
- ・豊かなコミュニティづくりに向けて、地域活動への住民参加・参画の促進や、担い手育成の取組みを支援。
- ・多様な協働の推進に向けて、活動団体間のネットワークづくりを支援。
- ・自主財源の確保に向けた情報提供や取組みの支援。
- ・新たな居住者及びマンション居住者を中心に、地域防災訓練をはじめとする地域活動全体への参加や町会加入促進に向けた取組みの支援。

(参考)



5 体制

上記目的を達成するため、拠点として「中央区まちづくりセンター」を設置し、「アドバイザー」及び「地域まちづくり支援員」（以下、「地域まちづくり支援員等」という。）を配置すること。地域まちづくり支援員等は、地域実情に応じて、地域等に出向き、下記「6 業務内容」に記載の業務を行う。なお、業務上必要な地域まちづくり支援員等を確保すること。

（１）中央区まちづくりセンターの設置

開設場所については、中央区役所庁舎内スペースの使用も可能である。また、本業務を達成するためにまちづくりセンターの活用方法を提案内容に含めること。なお、設置の詳細については区役所と調整すること。

ただし、中央区役所庁舎内にまちづくりセンターを設置した場合、開所日は週２日とし、光熱水費及び設備保守費等については使用面積に応じて受注者が負担すること。（中古の事務机と事務椅子等は、区役所で無償提供が可能な場合がある。）

【参考：令和６年度光熱水費及び設備保守費等使用実績 317,786 円】

（２）中央区まちづくりセンターにおける組織体制

ア 業務責任者の設置と業務体制の確立

受注者は、次のとおり、中央区まちづくりセンターにおける業務責任者（アドバイザーの兼務可）及び地域まちづくり支援員等をもって業務体制を組織する。また、受注者は、その内容を本契約締結時に、区役所に届け出なければならない。

【現場（「中央区まちづくりセンター」）の体制】

開庁日の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間は常に連絡がとれ、かつ、区役所からの業務上の依頼に対して、即座に対応がとれる体制にある者を定めること。

① 業務責任者

中央区まちづくりセンターにおいて、業務を総合的に把握し、かつ、調整を行い、地域まちづくり支援員等を指揮監督すること。

② アドバイザー

受注者は、地域まちづくり支援員を総括し、かつ助言・指導を行うアドバイザーを設置する。また、アドバイザーは必要に応じ、区役所や地域団体等の相談にも応じること。

③ 地域まちづくり支援員

業務責任者及びアドバイザーの指揮監督に従い、下記 6 の業務に従事する者。

イ 地域まちづくり支援員等は、ファシリテート及びコーディネートの手法、会議等運営の知識やノウハウを有している者を従事させ、地域が円滑に自律運営を行えるよう支援すること。

ウ 地域まちづくり支援員等は、受注者において、地域活動の実績を有し、地域事情に精通した者を積極的に配置したうえで、常に地域団体等と連携連絡を行えるよう配慮すること。

また、当該業務委託における地域まちづくり支援員等は、その業務において市民に接することが多いため、受注者における、地域まちづくり支援員等の採用や配置等に際しては、事前に区役所と十分協議・調整を行うこと。

エ 地域まちづくり支援員等は、区役所と連携をとりながら積極的な支援に努めること。

オ 地域まちづくり支援員等に対し、受注者は必要な研修を行うものとする。

カ 服務規律等

(ア) 受注者は、従事者に対し、業務を行うに適した服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。

(イ) 受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

(ウ) 受注者は、大阪市の信用を失墜する行為をしてはならない。

(エ) 受注者は、本件委託業務従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。また、研修終了後、速やかに「人権問題研修実施報告書」を区役所に提出すること。

6 業務内容

「2 目的」を達成するために、次の業務を行う。

別紙 1－1「地域活動協議会のめざす姿」の状態の実現に向け、別紙 1－2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組」が行われるよう支援すること。

また、地域においては様々な課題や資源等地域の実情があるが、この中央区における地域活動協議会の自律運営支援にあたっては、次の中央区の課題・実情等を念頭に置きながら、業務を行うものとする。

中央区の課題・実情等

- ・中央区では、急激なマンション建設により、常住人口は増加しているが、新しい住民と元から暮らす住民のコミュニケーションが難しくなるなど、人と人のつながりの希薄化が進んでいるため、コミュニティの形成が最重要課題となっている。
- ・また、従来より「安心・安全で明るく暮らしやすいまちづくり」に取り組んでおり、防災・防犯対策や地域福祉の増進をめざした取り組みも重要である。
- ・さらに、中央区は古くから大阪の経済・文化の中心地として、内外から多くの人々が訪れるまちであり、多くの歴史的・文化的資源を有することから、「人が集いにぎわうまちづくりの実現」に向け、にぎわいづくりの推進にも取り組んでいく必要がある。
- ・そうした中、平成24年10月から、新たな市政改革の柱の一つである、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」に向けて、中間支援組織を活用し、校区等地域における地域活動協議会（地活協）の形成など、市民による自律的な地域運営の仕組みづくりを積極的に支援してきた。
- ・令和7年11月現在、中央区においては、20の地域活動協議会が活動しており、これまで中間支援組織が積極的に地域に入り、地域における幅広い主体の参画や、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む自律的な地域運営に向けた支援を行ってきたところである。
- ・その結果、地域活動協議会は区内全地域で形成され、現在は、その運営を支援しているが、地域活動協議会が自律的な活動を継続して行っていくためには地域活動協議会の主体的な活動への支援に加えて、活動のレベルアップ、新たな担い手確保やノウハウの継承等を図っていく必要がある。

（１） 地域活動協議会の自律運営及び地域コミュニティの醸成に向けた積極的支援

積極的に地域に出向き、さまざまな市民活動団体が幅広く参画し、開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら地域課題に取り組む。

また、地域活動協議会の運営に向けた地域の主体的な取組、より多くの住民参加による自律的な地域運営を促進、防災対策の更なる充実・強化に向けた支援を行う。

ア 地域活動協議会の運営に向けた支援

地域活動協議会の事務局機能充実、開かれた組織運営、会計の透明性の確保などについて以下の支援を行う。

- （ア）大阪市中央区地域活動協議会補助金の申請等のための支援
- （イ）大阪市民活動推進基金をはじめとした各種基金事業などによる助成金申請のための支援
- （ウ）各種民間助成金申請のための支援
- （エ）市民や企業からの寄附を受けるための支援
- （オ）自主財源の獲得に向けた情報提供や助言・指導、事業実施における収支改善等のための支援
- （カ）会計事務支援
予算・決算、出納事務に係る指導及び助言等の支援
- （キ）事業実施支援
事業計画策定、事業実施報告作成及び広報に係る指導及び助言等の支援
- （ク）会議の開催支援
各種会議の進行、資料作成に係る指導及び助言等の支援
- （ケ）その他、団体組織運営において必要な事柄の支援

- ・個人情報保護等の制度のアドバイス
- ・会計監査
- ・職員等の雇用等における労務事務に係る支援
- ・税務事務に係る支援 等

ただし、団体としての固有事務及び組織運営事務は除く。

イ 地域における担い手育成や人材育成への助言・指導

地域活動の担い手が拡がるよう市民協働、公民協働を担う人材の発掘・育成を行うこと。

ウ 幅広い世代に向けた地域団体活動の理解と認識、参画促進に向けた情報発信

- (ア) 掲示板及び広報紙はもとより、ホームページ、ブログ、フェイスブック、エックス(旧ツイッター)等による区民による自主的なまちづくり活動を広報する取組に係る支援
- (イ) 中央区の特性であるマンション居住者を中心として、参加のきっかけとなるイベント情報等の発信及び事業の効果的な実施を支援する。

エ 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進

各地域活動協議会への連絡会議やセミナーを区役所とともに開催するなど、地域活動協議会間における取組事例や課題等についての地域活動の問題解決に向けた情報交換や連携を促進すること。

オ 防災対策の更なる充実及び町会加入促進の取組

地域における防災の取組については、区民の関心は高く、南海トラフ巨大地震発生が懸念される中でだれもがその必要性を感じており、地域における住民同士のつながりづくりを促進することにおいても本取組を充実させることは有効である。防災講座や防災講演会の実施、更には地域が実施する防災訓練等の取組への支援を充実し、より多くの地域住民の参加を促進させるとともに、災害時のつながりの必要性から町会加入促進の取組を行う。

- (ア) 地域活動協議会を中心として地域が主催する防災訓練等の実施について、全地活協に対して意向確認を行い、事業実施する地活協については、その計画から実施までの支援を行う。
- (イ) マンションにおける防災講座等の実施につながる居住者へのアクションと、防災講座の実施並びに継続した防災活動への支援
- (ウ) 防災講演会の企画及び実施
- (エ) 講演会、防災講座、訓練実施に合わせた町会加入に向けた啓発
- (オ) 町会加入促進における地域ホームページによる情報発信への支援（デジタル化支援）
- (カ) 啓発や支援に必要な各種印刷物等の作成

(2) その他

ア 相談や受付体制の構築

まちづくりセンターの開所時間に、地域団体からの相談に対応するほか、開所時間に相談できない者にできるかぎり対応するため、開所時間外のWEBやメールなどによる相談や受付の体制を構築するなど、利用者ニーズに沿った支援体制を確保すること。

イ 業務計画書の作成

受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、業務実施工程等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、区役所に提出しなければならない。

ウ 業務報告書の提出等

(ア) 月次の報告

受注者は、翌月5日（5日が休日の場合は翌開庁日）までに、業務の実施状況を記載した実施報告書（月次）（様式：別紙2）を作成し、区役所に提出し、確認を受け、区役所が求めた場合は、実地等による検査に速やかに応じなければならない。

(イ)その他本市が必要とする書類を求めに応じて提出すること。

エ 連絡調整会議について

大阪市市民局主催の各区役所と各区役所の受注事業者が集まる連絡調整会議に参加し、情報交換等を行うこと。なお、区役所及び大阪市市民局から、受注者に対し、地域活動協議会等に対する支援の状況を照会する場合があるが、これに協力すること。

オ 調査研究による地域支援機能の向上

市民活動団体等や地域の活動情報の収集及び情報発信などを行うこと。

7 本業務における達成目標

(1) 別紙 1－2「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組」

全地域活動協議会について、自律的に実施すべき基本的な事項の各項目達成に向けた支援の他、自律的な実施をめざす発展的な事項の各項目達成に向けた支援を行うこと。

(2) 構成団体が実施するアンケート調査（別紙 3－1、3－2）

項 目	目標値
地域活動協議会が議題やニーズに応じて中間支援組織から支援を受けていると感じている割合	90%以上

8 提案にあたって踏まえるべき共通事項

提案にあたっては、次の事項を十分に踏まえること

- (1) 「4 業務概要」以下に記載する各業務については、業務間の密接な連携により一層の相乗効果を上げることができるところを踏まえ、業務間の連携策についてできる限り具体的な内容を盛り込むこと
- (2) 委託業務を効果的・効率的に実施するための組織体制（指揮命令系統、人員配置等）について、できる限り具体的に提案すること。なお、その際、上記(1)の業務間の連携についても配慮すること。また、受注者が複数の者からなる場合は、役割や責任分担等を明確にすること
- (3) 各事業の提案については、「5 体制」及び「6 業務内容」を踏まえて提案すること
- (4) 本委託業務の実施にあたっては、「新・市政改革プラン」、「中央区町会加入促進アクションプラン」の関係部分を理解しておくこと

9 事業評価等について

令和 9 年 3 月に事業評価及び検証を実施する予定であるので、本市の求める資料を提出すること。また、これらの検証等内容は、区役所と受託者が改善策等について協議のうえ、委託業務内容に反映し、業務を遂行するものとする。なお、この事業評価及び検証の結果については公表する。

10 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

11 事業報告について

業務完了報告書類には、業務の詳細な内容を明記し、令和 9 年 3 月 31 日までに作成し、区役所に提出すること。

12 再委託について

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 43 条第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

13 事務引継ぎについて

契約締結までの間に、現行の「大阪市中心部における自律的な地域運営の支援事業業務委託（契約期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）」の受注者から、地域活動協議会の状況等を含め事務引継ぎを受けること。また、令和 9 年度の受注事業者に対し地域活動協議会の状況等を含め事務引継ぎを行うこと。なお、引継ぎの際は、適宜区役所が立ち会うものとする。

14 その他

- (1) 中央区の概要及び諸統計については、本市 HP「区政概要」や「統計情報」を適宜参照すること。
- (2) 本業務委託については、地域実情に合わせ、区役所の指示に従い、連携や役割分担を図りながら実施すること。
- (3) 本業務委託については、地域における他の中間支援組織の取組と連携を図りながら実施すること。
- (4) 受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。

- (5) 各事業の実施にあたっては、アンケートの実施などにより、事業効果の分析を行うと。
- (6) 本市の求めに応じ、適宜、情報収集及び調査・分析を行い、フィードバックを行うこと。
- (7) 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。
- (8) 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等を実施すること。
受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。
- (9) この仕様書に定めない事項については、その都度、区役所と受注者において適宜協議、調整を行い決定する。
- (10) 契約締結までの間に、区役所及び受注者により、本業務委託実施にあたり、仕様書の内容確認及び事前の協議を行い、必要に応じ協定書等による合意を形成する。
- (11) 印刷物を作成する際は、環境への負荷ができる限り少ない再生紙製品を使用することとし、大阪市に納入する際は、大阪市グリーン調達方針で定める基準を満たすこと。
- (12) 本業務において作成した図面、各種デザイン、意匠等に関する著作権は、すべて発注者に帰属するものとする。また、契約期間終了後に、発注者が保有する広報媒体等を活用して事後啓発（活動実績の公表など）を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生する場合は、そのすべてを契約金額内に含めること。

【特記事項】

1 地域活動協議会の事務局機能について

地域活動協議会から依頼があった場合は、必要に応じて、本契約と別途に、地域活動協議会と適宜契約を締結するなどし、地域活動協議会の会計事務等の事務局機能を担うこと。また受注者が、地域活動協議会の事務局事務を実施する場合は、区役所に届け出ること。

なお、事務局事務については、基本的に地域活動協議会の拠点において実施するものとするが、本契約における業務の遂行に支障をきたさない範囲で、中央区まちづくりセンターにおいて、これを実施することを妨げない。

2 区単位で活動している地域団体に係る支援について

区役所から依頼があった場合は、本契約とは別途に、区役所と中間支援組織が委託契約を締結し、区単位で活動している地域団体に対し、会議開催や地域活動協議会との連携の円滑化等について適宜支援を行うこと。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、この契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市中央区役所総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市中央区役所総務課)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市中央区役所総務課(連絡先:06-6267-9625)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(委託者:大阪市 受注者:委託先事業者)

地域活動協議会のめざす姿

めざす姿		地域活動協議会の取組
地域課題を共有しながら、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながら地域の多様な意見を的確に反映し、活動内容の透明性を確保しつつ、各主体がその特性を発揮し、さまざまな地域課題に取り組む自律的な地域運営が行われている	地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている	地域課題への取組 ・地域課題やニーズを把握し、地域の将来像の共有が 出ている ・地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、継続安定的に地域課題の解決が図られている ・話し合いにより補助金が適切に活用されている ・テーマや必要に応じて、適切な中間支援組織が活用されている
	つながりの拡充 イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大している	・地域活動に関わりの薄かった住民にとって、つながりの機会となるよう取組が工夫されている ・イベント等への参加の呼びかけがITの活用等により効果的になされている
	地活協を構成する活動主体同士や、地活協と他の活動主体との連携・協働が促進されている	・地活協が構成する活動主体同士の連携・協働が促進されている ・地活協と他の活動主体との連携・協働が促進されている ・ラウンドテーブルなど、誰でも参加出来る交流の場が創出されている
	地活協の新たな活動の企画検討の場等で「地域公共人材」活用の働きかけがなされている	・地域公共人材バンクを積極的に活用している
組織運営		
民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	地活協を構成する活動主体による民主的な話し合いのもとで役員の選任や議事運営などが行われ、地域一体となって組織運営がなされている ・広報活動により活動内容や組織・会計の情報が発信され、透明性が確保されている	・地活協の仕組みにさまざまな活動主体が幅広く参加できる民主的で開かれた組織運営 ・さまざまな媒体を活用し活動内容や組織・会計の情報を発信（再掲） ・事業計画・事業報告 ・予算・決算 ・会計監査、役員の業務監査 ・役員名簿 ・議事録 等の公表、閲覧

自律的運営に向けた地域活動協議会の取組

めざす状態		めざす状態に向けた課題・取組	自律的に実施すべき基本的な事項	自律的な実施をめざす発展的な事項
I 地域 取組 課題 への	地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている	地域課題やニーズに対応した活動の実施	①地域課題やニーズの把握ができています。 ②地域の将来像の共有ができています。 ③活動区域の全住民を対象に、地域課題やニーズに対応するための活動を実施できている。 ④話し合いにより補助金が適切に活用されている。 ⑤地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、地域課題の解決が図られている。	⑥地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、継続安定的に地域課題の解決が図られている。
	II つながりの 拡充	イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大している	これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進	①地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるよう工夫した取組を実施している。
III 組織 運営	地域活動協議会を構成する活動主体同士や、地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働が促進されている	地域活動協議会を構成する活動主体同士の連携・協働（担い手の拡大含む） 【地域活動協議会内部】	①さまざまな活動主体が地域活動協議会に参画する機会が保障されている。 ②さまざまな活動主体が幅広く参画し、地域活動協議会内部で連携・協働が行われている。 ③新たな活動主体（担い手）の参画に向け、意見交換や話し合いなどの交流をする場を設けるなどの取組を行っている。	④地域活動協議会を構成する活動主体内や活動主体間で、取組実施や連携・協働の技術・手法（ノウハウ）が継承され、地域活動協議会内に蓄積されている。（世代間継承等）
		地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働 【外部との連携・協働】	①地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との交流の場（意見交換や話し合いなど）に参加し、情報共有している。 ②地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との間で、連携・協働して取組を行うことができています。	③地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体とのネットワークにより、連携・協働して取組を継続的に行うことができています。
		民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	議決機関（総会・運営委員会等）の適正な運営	①議決機関（総会・運営委員会等）における選任・決定等が適正に行われ、組織や事業の運営が民主的に行われている。 ②議決機関の議事録が作成され、活動拠点において閲覧できるようになっている。 ③監事による監査が実施されている。
		会計事務の適正な執行	①会計ルール等が作成、共有されている。（会計担当者を置く、支出手続を定める、等） ②会計に関する帳簿類（帳簿、財産台帳等）が作成され、整備されている。 ③事業計画書及び事業報告書、会計に関する帳簿類を、活動拠点において閲覧できるようになっている。	④事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。 ⑤事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。
		多様な媒体による広報活動	①著作権や個人情報の保護、管理等について理解している広報担当者を置いている。 ②活動内容（案内や実施報告等）を地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。	③地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して、活動内容（案内や実施報告等）の情報発信を行っている。 ④さまざまな活動主体と連携・協働した広報活動ができています（広報経路（ルート）が広がっている）。
IV 区独自取組			—	—

目標

令和8年度

自律的に実施すべき基本的な事項の各項目を全て達成

(別紙2)

中央区まちづくりセンター
業務実施報告書(月次)
(令和〇年〇月)

令和〇年〇月〇日
中央区まちづくりセンター

業務責任者

1 活動概要

活動概要を総括的に記載

2 業務体制(令和8年〇月1日現在)

(1) 業務体制

アドバイザー兼業務責任者	〇〇	〇〇
地域まちづくり支援員	〇〇	〇〇
地域まちづくり支援員	〇〇	〇〇
地域まちづくり支援員	〇〇	〇〇
地域まちづくり支援員	〇〇	〇〇

(2) その他

ア 公募・採用の状況 等

地域まちづくり支援員の公募にあたって、中央区市民協働課との調整のうえ、求人内容を確定し、公募を実施した。

公募方法

- ・ハローワーク及び大阪市仕事情報広場への求人
- ・区ホームページへの掲載
- ・受託者ホームページへの掲載
- ・民間求人情報誌及びサイトへの掲載

イ 中央区まちづくりセンターの開設状況

〇月〇日 電話設置

〇月〇日 まちづくりセンターホームページ開設

3 中央区まちづくりセンターの活動状況

(1) 区民からの相談状況

・相談の形態

	支部において面談	電話	メール	計
件数				

・相談内容

内容	件数
担い手育成	
事業実施	
連携・協働	
自主財源獲得（助成金申請含む。）	
C B, S B	
会計事務支援	
事業実施支援	
会議の開催支援	
その他団体組織運営	

(2) 中央区市民協働課との情報共有等の状況

〇月〇日 〇時～〇時 今後の事業実施計画について打合せ
 〇月〇日 〇時～〇時 〇〇〇・・・について打合せ

(3) まちづくりセンター定例会等の開催状況

〇月〇日 〇時～〇時 今後の事業実施計画について打合せ
 〇月〇日 〇時～〇時 〇〇〇・・・について打合せ

(4) 研修等の参加状況

〇月〇日 〇〇局主催研修に参加（AD1名、支援員2名）
 〇月〇日 〇〇局主催研修に参加（支援員2名）
 〇月〇日 まちづくりセンター主催研修に参加（AD1名、支援員2名）
 〇月〇日 NPOレベルアップ講座 受講（支援員1名）

(5) その他

4 地域活動協議会の運営支援の状況

【各地域や業務全体の進捗状況】	
〇〇地域	〇月〇日（〇） 〇時～〇時 〇〇補助金申請に係る支援
〇〇地域	

手法及び調査内容について、中央区市民協働課と打合せ
抽出率算出検討

6 当月の業務実施における自己評価及び課題となっていること

7 今後に向けて

○月		出勤状況					
		アドバイザー	地域まちづくり支援員				
			〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
1	月						
2	火						
3	水						
4	木						
5	金						
6	土						
7	日						
8	月						
9	火						
10	水						
11	木						
12	金						
13	土						
14	日						

地域活動協議会に関するアンケート

今後の地域活動協議会への支援等の参考とするため、次のアンケートにご協力ください。

1. 地域活動協議会名をお答えください。

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| ① ☆☆地域 | ② ◆◆地域 | ③ □□地域 | ④ △△地域 |
| ⑤ ●●地域 | ⑥ ▼▼地域 | ・・・ | |

※ いずれかに「○」をつけてください。

2. 現役世代の参加促進に関しておうかがいします。

令和7年度と比べて、一緒に活動してくれる現役世代（18～64 歳）が増えたと感じますか。

- | | |
|----------|----------|
| ① 増えた | ➡ 「3」へ進む |
| ② 増えなかった | ➡ 「4」へ進む |

※ どちらかに「○」をつけてください。

3. 「2」で「増えた」と回答された方におうかがいします。

何がきっかけで増えたと思われますか。具体的な内容をお答えください。

デジタルツールの活用に関すること

デジタルツールの活用以外に関すること

4. 大阪市では、市や区からの直接的な支援（各種相談対応、地域活動協議会への補助金等）とともに、まちづくりセンター等を設置し、地域活動協議会の支援を行っています。
地域活動協議会に対して、まちづくりセンター等は、地域の実情やニーズに即した支援を実施していると思いますか。

- ① そう思う → 「6」へ進む
② ややそう思う → 「6」へ進む
③ あまりそう思わない → 「5」へ進む
④ 思わない → 「5」へ進む

※ いずれかに「○」をつけてください。

5. 「4」で「あまりそう思わない」「思わない」と回答された方におうかがいします。
 そう思わないと回答された具体的な内容や事例等をお答えください。

具体的な内容や事例

6. 地域活動協議会補助金の制度改正に関しておうかがいします。
- 令和6年4月1日付で、補助金申請時の自主財源 25%の事業間振り分けや、みなし人件費の根拠積算は不要とするなど、地域の負担軽減を目的にシンプルかつ地域が使いやすい補助金となるよう制度の見直しを行いました。
- 現在、地域活動協議会補助金を「使いやすくなった」もしくは「使いやすい」と感じますか。

- ① そう思う
② ややそう思う
③ あまりそう思わない
④ 思わない

※ いずれかに「○」をつけてください。

7. 地域活動協議会補助金申請事務のシステム化についておうかがいします。

地域活動協議会補助金申請事務の軽減に向け、令和7年度事業にかかる予算事務からシステム運用を開始しています。

貴地活協では地域活動協議会補助金申請システムを利用していますか。

- | |
|---|
| ① 利用している ➡「8」へ進む
② 利用していない ➡アンケートはこれで終了です。 |
|---|

※ どちらかに「○」をつけてください。

8. 「7」で「利用している」と回答された方におうかがいします。

システムの利用により事務負担の軽減につながると感じますか。

- | |
|--|
| ① そう思う
② ややそう思う
③ 分からない
④ あまりそう思わない
⑤ 思わない |
|--|

※ いずれかに「○」をつけてください。

ご協力ありがとうございました。今後の支援等に役立ててまいります。

中央区まちづくりセンター等に関するアンケート

今後の中央区まちづくりセンター等の運営の参考とするため、次のアンケートにご協力ください。

問 1	まちづくりセンター等の支援について満足していますか。(○印は 1 つ) ① 満足している ②ある程度満足している ③あまり満足していない ④満足していない
問 2	みなさんの地域において、自律的な地域運営(※)に取り組めるようになっていると思いますか(○印は 1 つ)(※まちづくりセンター等に頼らなくとも、住民の皆さんみずからが主体的に様々な取組を行うことができている状態) ① そう思う ② ややそう思う ③ あまりそう思わない ④ 思わない
問 3	その他、まちづくりセンター等へのご意見・ご要望等がございましたら、何でも記載してください。

最後に、地域はどちらですか。

① ☆☆地域 ② ◆◆地域 ③ □□地域 ④ △△地域 ⑤ ●●地域 ⑥ ▼▼地域 . . .

ご協力ありがとうございました。今後の活動に役立ててまいります。